

議員提出議案第9号

学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書を提出
するため本案を提出する。

平成30年9月27日

提出者	飯塚市議会議員	道祖満
-----	---------	-----

賛成者	飯塚市議会議員	光根正宣
-----	---------	------

〃	兼本芳雄
---	------

〃	川上直喜
---	------

〃	永末雄大
---	------

〃	江口徹
---	-----

〃	吉田健一
---	------

〃	福永隆一
---	------

〃	坂平末雄
---	------

学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書（案）

本年6月18日午前7時58分に大阪北部で震度6弱を観測した地震では、児童を含む5名が亡くなり、400名以上が負傷した。特に、学校関係では、158人に及ぶ児童生徒が重軽傷を負い、1200を超える学校で校舎等の天井・ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害を受けた。

なかでも、学校施設のブロック塀が倒壊して下敷きになって児童が死亡したことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはならない。飯塚市においても学校施設の耐震化は進められているが、通学路等のブロック塀は盲点になっている可能性があり、同様の惨事が起こらないよう早急な対策を行うべきである。文部科学省は6月19日に学校施設における塀の緊急点検を要請したが、飯塚市においては、学校施設の点検、安全性確保はもとより、児童生徒が利用する通学路についても速やかに点検した上で、安全性確保に向けて改善を図ることが必要である。

ついては、国が引き続き通学路のブロック塀等の緊急総点検と安全対策を行うことが重要であり、下記の事項について積極的な対応を求めるものである。

記

- 1 今回被災した地域においては、二次被害も想定されることから、通学路のブロック塀等の総点検・調査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止等の措置を含めた対応を徹底すること。
- 2 全国の通学路も緊急総点検・調査を実施し、工事が必要な場合は、民間事業者とも連携しつつ速やかに実施し、地方自治体に対する技術的・財政的支援を行うこと。その際、一般家庭の塀であっても倒壊の可能性があるなどの場合に支援出来る制度を検討すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金および防災・安全交付金の効果促進事業（C事業）の積極的な活用を図ること。
- 3 学校施設の安全対策に要する費用については、塀の修繕など小規模工事に対する補助制度、法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設等を検討すること。その際、400万円と定められている文部科学省の公立学校施設の防災機能強化事業の補助対象事業の下限額について、広域での申請を認めるなど弾力的に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第 10 号

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書を提出するため本案を提出する。

平成30年9月27日

提 出 者	飯塚市議会議員	道 祖 満
-------	---------	-------

賛 成 者	飯塚市議会議員	光 根 正 宣
-------	---------	---------

〃	兼 本 芳 雄
---	---------

〃	川 上 直 喜
---	---------

〃	永 末 雄 大
---	---------

〃	江 口 徹
---	-------

〃	吉 田 健 一
---	---------

〃	福 永 隆 一
---	---------

〃	坂 平 末 雄
---	---------

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
- 2 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。
- 3 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。
- 4 全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に未だ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。
- 5 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、SSWを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第 11 号

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書を提出するため本案を提出する。

平成 30 年 9 月 27 日

提 出 者 飯塚市議会議員 道 祖 満

賛 成 者 飯塚市議会議員 光 根 正 宣

 " 兼 本 芳 雄

 " 川 上 直 喜

 " 永 末 雄 大

 " 江 口 徹

 " 吉 田 健 一

 " 福 永 隆 一

 " 坂 平 末 雄

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書（案）

日本の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変化してきた。

しかし、現在の水道を取り巻く状況は、高度経済成長期に整備された施設の老朽化や、耐震化の遅れなど大きな課題に直面している。現に、6月に発生した大阪北部地震や西日本を中心とした7月豪雨をはじめ、昨今の自然災害による水道被害は全国で頻発している状況にある。

また、簡易水道事業は農山漁村部を中心とする住民の生活に必要な不可欠な社会基盤であるが、今なお約270万人の人々が不安定な飲料水に頼らざるを得ない生活を余儀なくされており、この水道未普及地域の解消は依然として大きな課題である。加えて地方の急激な人口減少に伴い50人以上の飲料水供給施設の要件に当てはまらない集落も増えており、補助要件の緩和が求められるところである。

そこで政府におかれては、地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、国民の命を守るインフラである水道の戦略的な基盤強化に取り組むため、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 老朽化対策や耐震化対策をはじめ、国民の命を守るインフラ設備である水道施設の更新・維持・管理に全力を挙げるとともに、その国庫補助所要額の確保を行うこと。
- 2 将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくため、水道施設の管理者である地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、広域連携の推進や適切な資産管理の推進、さらには官民連携の推進等具体的な措置を講じることにより水道の戦略的な基盤強化に取り組むこと。
- 3 厳しい財政状況の中で事業を運営している簡易水道については、未普及地域解消事業や施設の老朽に伴う更新事業等に必要な国庫補助所要額の確保を行うこと。また、施設の更新事業等を実施するに当たり、現行の国庫補助要件は採択基準が厳しく、実態と乖離している状況にあるため、現行の補助要件についてはその要件の緩和を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第 12 号

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書を提出するため本案を提出する。

平成 30 年 9 月 27 日

提 出 者 飯塚市議会議員 永 末 雄 大

賛 成 者 飯塚市議会議員 光 根 正 宣

〃 福 永 隆 一

〃 坂 平 末 雄

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書（案）

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、わが国の発展に重要な役割を果たしてきた。このことは、われわれ国民の誇りとするところでもあり、この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、現憲法は、今日に至るまでの70年余一度の改正も行われておらず、この間、わが国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じている。こうしたことに鑑みれば、憲法についても直面する諸課題から国家と国民の安全・安心を確保し、環境、福祉の向上を図る内容であることが強く求められる。

このような状況の中、国会でも平成19年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始められている。憲法は国家の基本規定であり、その内容については国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって、国におかれては、日本国憲法について国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。